

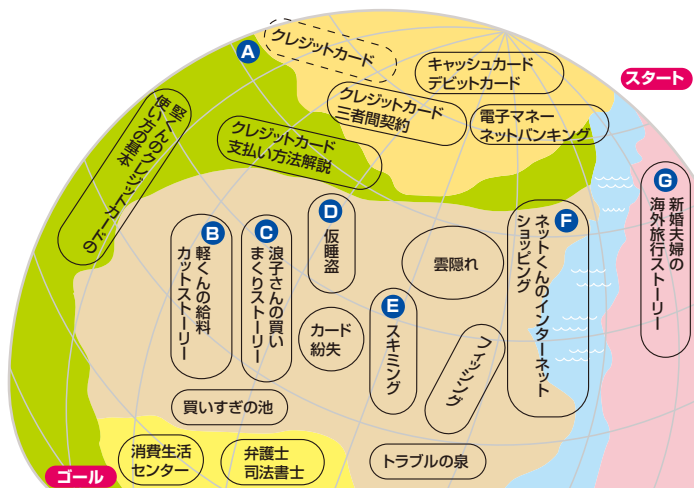
わらい

- 貯蓄手段としてだけでなく、決済手段としての預貯金口座の使い方を学習する。
- 口座開設時に発行されるキャッシュカードの利用法と他のカードとの違いを学習する。
- クレジットのしくみとカード使用上の留意点、メリットとリスク、管理の方法などを具体的事例を用いて学ぶ。
- 浪費、収入の変動、借りすぎ（貸されすぎ）などにより多重債務者とならないよう、金銭管理のスキルを学ぶ。
- 電子マネー（カード、おサイフケータイ）の登場で変貌する家計環境の現状を知る。
- 金融機関およびカードを上手に利用しながら、家計のマネジメント能力を身につけていくための基本的な知識や技能を体得する。
- カードをめぐるトラブルに巻き込まれた時や使い方を誤った時の相談の重要性と相談先を知る。

使い方

(1) ストーリーを読みとる

高校生が通帳型宇宙船からカード社会を眺めている。まずはじっくりながめて楽しんでほしい。A～Gのストーリーが書き込まれているので、道をたどりながら内容をおさえる。原則として右上 **スタート** 印から左下 **ゴール** に向かってストーリーは展開している。社会人1年生の4人が各々主人公となり、カード（主としてクレジットカード）の使い方の基本と、巻き込まれやすいトラブルの事例を読み取っていく。地球（カード社会）を5つのゾーンと海に色分けしている。



〔登場人物のプロフィール〕

- 堅さん** カードに対する知識があり、真面目で堅実な生活スタイルをもつ。
- 軽さん** 人生を楽観的に生き、その場しのぎの行動をとる。
- 浪子さん** 「お得」に弱く、浪費ぐせがある。
- ネットさん** ネットショッピングが大好き。

① みかん色ゾーン・・・カード社会の基本編

- ・社会人1年生の4人が手にキャッシュカードを持ち、ATMで預金を引き出している。現在ではキャッシュカードがデビットカードとしての機能を果たしている。
- ・「三者間契約図」を使い、契約から支払いまでの三者の行為・関係を把握させる（答えの記入は **ワーク8-2**、解答は本書39ページ）。
- ・クレジットカードのそばで、浪子さんがクレジットカードのメリットの一つとして「後払い」をあげている。また、カード使用ごとにポイントが加算され、いろいろなサービスを受けられるところが多い。
- ・クレジットカードの右側で、アドバイザーが「カードを手にしたらずぐ、裏にサイン。クレジット会社の連絡先をメモ」と言っている。カードとは別にしっかり保管したい。
- ・モグラが「クレジットはある程度蓄えができてからがいいよ」と言っている。貯蓄は、人生の様々なリスク（病気、事故、不景気等による収入減）に対する「自分でできる保険」である。預貯金なしでのクレジットは、多重債務への第一歩となりやすい。
- ・ゾーン右側は電子マネーの登場である。2001年から使用が始まり、どんどん新しい種類、加盟店が増えてきた（**資料1**、**資料2**）。ICチップが埋め込まれたカードや機能の入ったスマホを读取機にタッチするだけで手軽に駅の改札口を通過し、買い物もできる。「タッチだけ」という速さとスマートさで、あらゆる領域に広がっているが、個人情報事業者側に筒抜けになる点が危惧されている。

・今まで銀行・郵便局といった金融機関に出向いてやっていた行為が、自宅のパソコンやコンビニATMで処理できる「ネットバンキング」もカード社会をさらに変貌させることであろう(→ **ワーク15**)。

② 緑色ゾーン・・・堅実なカードの使い方編



- A a. クレジット支払い方法の違い**・・・一括払い、分割払い、リボ払いの違いを図示している。現金払いも含め、支払い方法の特性を把握したうえで、適切に選択(本書42ページ **資料2** 参照)。堅さんは一括払いにしている。
- b. カード使用の留意点**・・・CAT 端末(クレジットカードの利用承認を行う機械)への暗証番号入力(あるいはサイン)→売上票のお客様控えの受取→保管を確実に。引き落とし前に送付される利用明細書と比較確認する。
- c. 預貯金口座のチェック**・・・お金の出入りを常に把握しておくことは、家計管理上の基本。引き落としが正しく行われていることを確認することも含めて、堅さんは預貯金口座のチェックを習慣的に行っている。
- d. クレジット返済の限度額を把握**・・・不確実な将来の収入に対し過剰と信を受け、破綻する危険を避けるために、自分の収入でのクレジット返済の限度額(手取りの15%が目安)を把握しておくことが必要である。堅さんは、欲しいものの中からパソコンを選択し、あとの買い物を断念している。
- e. 収支の記録**・・・家計管理のために、収支の記録をつけることが必要となる。昔ながらの家計簿もよいが、堅さんは手軽なスマホで家計管理をしている。堅さんは、クレジットカードは2枚までとする、無理な買い物はしない、一括払い、預金口座のチェックなどを通じて、カード社会の歩き方に自信を深めている。

③ ベージュゾーン・・・カードによるトラブル編



B 軽さんの給料カットストーリー・・・軽さんが不景気で給料カットにあい、キャッシングをきっかけに消費者金融を渡り歩き、何枚もローンカードを作って返済に追われ、「買いつぎの池」でおぼれている。そのころには何処でいくら借りているかもわからないくらいになっている。そうなる前に消費生活センターに相談に駆け込んで、解決の道をさがす大切さを示している。



C 浪子さんの買いつくりストーリー・・・浪子さんは、リボ払いでたくさんの買い物をし、限度額に達すると次々にカードを作っていく。ポイントでお得な面もあるが、年会費や利息がそれを上回ればけっしてお得ではない。多重債務者となり、「買いつぎの池」でおぼれることになる。近くでモグラくんが「支払い停止の抗弁権」について注意を喚起している。クレジット利用者の数少ない救済手段なので理解させたい。詳しくは次ページで説明。



D カード紛失、仮睡盗被害・・・浪子さんは、ある日カードの紛失に気付くが対応が遅くて、すでに限度額いっぱい使われてしまい、自分が支払うはめになる。おじいさんが居酒屋でいねむり中に脱いだ上着からキャッシュカードを盗まれてしまう。忘れては困ると暗証番号を書いたメモをいっしょにしておいたので、お金を引き出されてしまい「なんでわしが、払わにゃならんのだ!!?」と「トラブルの泉」で怒っている。



E 知らぬ間にスキミング被害・・・ゴルフ中、ロッカーに置いたカードを、スタッフを装った男にスキミングされた男性。紛失したわけでもないのに被害には気付かない。その間に盗み取ったデータで次々キャッシングされ、利用明細書が送られてきてビックリ。



F ネットさんのインターネットショッピング・・・インターネットで、欲しかった新型パソコンを見つけたネットさんが契約内容もよく見ずにクレジットカードナンバーを打ち込んでいる。一括で代金を引き落とされたのに、商品は届かないので、電話しようとしたが、すでに「雲隠れ」されたケース。



・ネットさんのフィッシング被害・・・ネットさんはある日クレジット会社のHPとそっくりの画面にだまされて、カード番号や暗証番号などを入力してしまう。データを盗み取った男は偽造カードで、限度額いっぱいキャッシング。利用明細書がネットさんに届きビックリ。当然支払えるはずもなく「トラブルの泉」へ。セキュリティマークを確認したい。



・トラブルの泉・買いつぎの池・・・6人の登場人物がカードを手にしておぼれている泉にヤミ金融業者(ヤミ金)の男が釣り糸をたらし、被害者をさらにカモにしようとしている。さまざまな被害にあったり、多重債務に陥っていたりすると、その解決の手助けを装ってヤミ金等が近づきさらに被害を深くする。浪子さんはなんとかヤミ金に釣られず泉を抜け出して⑤のオアシスゾーンに走り込んでいる。

④ ピンクゾーン・・・海外旅行でのメリットとトラブル編



G 新婚夫婦の海外旅行ストーリー・・・クレジットカードはID機能*があり、海外旅行の必需品。金額をしっかりと確かめ(\$と¥では大違い)、サインは漢字で。つつい浪費しがちなので、返済能力を考えて利用したい。帰国した後で送られてきた商品を開けてみたら買ったはずの毛皮のコートではなく安物のブラウス。利用明細書を見て、毛皮のコート2枚分の請求になっていてビックリ。

* Identification (本人確認)の機能。支払い能力や信用力も示す。

⑤ 黄色のオアシスゾーン・・・相談機関編



カードに関するトラブルは後を絶たないが、信頼できる相談機関を知り、被害が深刻にならないうちに相談したい。ここでは消費生活センターにまず相談。必要により弁護士・司法書士を紹介している。

(2) **ワーク8-2** 先生の質問(吹き出しがピンク)に答える

ストーリーを読み取りながら、カードについての基本を知った生徒に質問①～⑪を問い掛け、答えを確認する。解答は本書39ページ。

(3) **ワーク8-3** (クイズ)に進む

①15人の中で

正しいことを言っているのは、次の4人である。



②残り11人の話のどこに誤りがあるのか、確認することが大切である。



・**堅さん**・・・クレジットについては、1回・2回・ボーナス一括払いは利息がかからないが、キャッシングは一括で返しても借りた日数分の利息を請求される(本書42ページ **資料2** 参照)。



・**トラベル夫妻**・・・毛皮のコートではなくブラウスが届いたことから信頼できない店で買ってしまったことがわかる。伝票を2枚サインしたときは、1枚目を目の前で破棄してもらうこと。妻が言うように「払わなければよい」では片づかないことが予測される。こういったトラブルがあったら、すぐにカード会社に連絡し「支払い停止の抗弁」をしたいが、はじめから詐欺的な場合にはなかなか埒があかないだろう。



・**ゴルフおじさん**・・・「カンニング」ではなく「スキミング」である。スキム(skim)とは(液体の上澄みを)すくい取るという意味。スキミングを行うための装置をスキマーといい、カードそのものを窃取するのではなく、その中のデータだけを盗み取るので、カード会社からの料金請求があつて初めて気付く。飲食店で客が脱いだ服からカードを抜き出してスキマーにかけたり、販売店に置かれているカード読み取り装置にこっそりスキマーを仕掛けておいて、後でデータを回収するなど、販売店の店員自身がスキミングするケースもある。これを防ぐためにクレジットカードのIC化が進められている。



・**軽さん**・・・軽さんが借りたような消費者金融の金利が一般に15～18%であるのは軽さんの指摘するとおり。消費者金融は、無担保で、小口・短期・緊急にお金を借りたいとき、柔軟に応じてくれる特徴がある。その分、金利が高くなっている。住宅ローンとは性格が全く異なる(住宅ローンは有担保・大口・長期・非緊急の場合が多い)。簡単に借りられるお金ほど、金利が高く、月々の利息を返済するだけでも大変になり、期間が長くなると利息の額は非常に大きくなる。金利負担を頭に入れてしっかり判断したい。(→ **ワーク9**)



・**雲隠れ犯**・・・2001年に施行された「電子契約法」では、ネット契約の成立時期を事業者による承諾の通知が消費者に届いた時点(到達主義)としている。事業者は、消費者から受けた注文をメールなどで連絡する必要があり、消費者にとっては注文内容を後で確認できることになった。最終的な申し込みボタンのクリック以前に、申し込み内容を再確認できる画面を事業者が提供していない場合には、うっかりクリックしたり商品を間違えて選択してもその契約は無効になるとしている。しかし、クリックは慎重に、というところは正しい。ネットショッピングは通販なので、クーリング・オフもきかない。



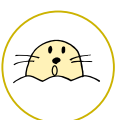
・**浪子さん**・・・リボ払いは、追加で借りても原則として毎月の返済額が一定なので、負担感が小さく、返済計画は立てやすい。しかし、それだけ返済回数が増えるので、その分、利息がかさむ。年利も12～15%などキャッシングに近く、利息の総額は大きくなるし、借金感覚がマヒしやすい。



・**ネットさん**・・・プリペイドカードには、カードの券面や磁気・ICチップなどに価値(残高)が記録されるタイプのもので、カード発行会社のサーバに価値が記録されるタイプのものである(後者を「サーバ型」という)。コンビニや量販店などで「サーバ型」のプリペイドカードが広く販売されるようになってきている。「サーバ型」のプリペイドカードに記載されている番号を教えると、番号を知った人は、インターネットなどを通じて番号を入力することで、プリペイドカードの価値(残高)を使うことができる。このため、ネットさんの手元にカードがあつても、価値(残高)はなくなってしまう。カードに記載されている番号を他人に教えるべきではない。もし教えてしまった場合には、カード発行会社にすぐ連絡しよう。連絡が早ければ、他人に使われる前に使用を停止できる。使用を停止できたとしても、返金してもらえないとは限らない。



・**いねむりじいさん**・・・従来は、キャッシュカードの盗難による損害を預金者が被ってきた。2006年2月に施行された預金者保護法により、偽造・盗難キャッシュカードによる不正な払い戻しについては原則として金融機関が補償することになった。しかし、この補償を受けるには、預金者が金融機関・警察に速やかに届け出ることが前提。また、預金者に過失があるときは、盗難の場合は金融機関の補償は75%となり、25%は預金者が負担する。預金者の過失とは、暗証番号を生年月日など類推されやすい番号にし、免許証などと一緒に保管していたとき、暗証番号メモをカードと一緒にしておいたときなどとされている。預金者は不注意で暗証番号を盗まれないようにすることが大事である。



・**アドバイスモグラ**・・・割賦販売法には、購入者は、販売会社から購入した商品や役務などに問題がある時に、クレジット会社に対して「支払い停止の抗弁」ができる(支払いを停止することができる)という規定がある。

例えば、商品の引き渡しがなく販売会社が倒産したり、カタログと違う商品が引き渡されたり、商品に明らかな欠陥または隠れた瑕疵がある、引き渡しが遅れて購入目的が達成されないなどの理由がある時に抗弁ができる。しかし、モグラくんの言うように「すべてのクレジット契約が対象」ではない。例えば、支払期間が2ヶ月以上、支払総額が4万円以上（リボ払いは38,000円以上）などの要件がある。要件に該当するかどうか、消費生活センターなどに確認しよう。



・カード盗人・・・2006年2月に施行された預金者保護法により、偽造・盗難キャッシュカードによる不正な払い戻しについては原則として金融機関が補償することになった。この補償を受けるには、預金者が金融機関・警察に速やかに届け出ることが前提。金融機関に通知した日の30日前以降の取引で、盗難から2年以内の取引が対象になる。原則として金融機関が全額補償する。ただし、預金者に過失のある時は、払戻額の75%を金融機関が補償、25%は預金者が負担する。また、預金者に故意または重大な過失のある時は、補償されない。預金者の過失や故意については、金融機関が立証する。クレジットカードの盗難被害には保険があり、届け出の日から60日前以降の被害を補償する。しかし彼が言うように、預金者もカード・通帳をしっかりと管理する事が必要であるし、管理できない必要以上の枚数を持たないことも予防策の一つ。



・ヤミ金・・・借金を返すために借金をするのは多重債務に陥るもっとも典型的なパターンである。多重債務者の弱みにつけこみ、さらなる餌食にしてしまうのがヤミ金の手口である。ヤミ金ではなく、消費生活センターに相談することこそが大切（→ **ワーク9**）。

指導上の留意点

法的処理で多重債務状態から解放されても、個人の家計管理能力を身につけないと同じことを繰り返すことが指摘されている。消費者救済の法的整備は進んできたが、多重債務に陥らないための基本は本人の家計管理能力であることを理解させたい。

発展

- (1) 金融機関によって異なるサービス内容を調べる。
- (2) 各種クレジットカード申込書に記入させ、約款の問題点等に気づかせる（資料3、資料4）。

資料1 主な電子マネー（プリペイド型）

名称	楽天Edy	Suica	PASMO	nanaco	WAON	ICOCA
運営主体	楽天Edy	JR東日本（交通系）	バスモ（交通系）	セブン&アイホールディングス	イオン	JR西日本（交通系）
開始時期	2001年11月	2001年11月	2007年3月	2007年4月23日	2007年4月27日	2003年11月
入金上限	5万円／オートチャージあり	2万円／オートチャージあり	2万円／オートチャージあり	2万9999円／オートチャージあり	2万円／オートチャージ夏から実施予定	2万円／オートチャージはないがクイックチャージあり
ポイント還元	カードや利用店により異なる	6月に加盟店でスイカポイントを開始予定	カードや利用店により異なる	100円で1ポイント（還元率は1%）	200円で1ポイント（還元率は0.5%）	独自ポイントはなし
媒体	カード、携帯電話（ソフトバンク）	カード、携帯電話（ドコモ、au、ソフトバンク）	カードのみ	カード、携帯電話（ドコモ、au、ソフトバンク）	カードのみ	カードのみ
発行済み枚数	約2900万枚（07年4月）	2003万枚（07年4月）	373万枚（07年4月30日）	目標は1年で1000万枚	目標は1年で800万枚	359万枚（07年4月）
主な加盟店	サークルKサンクス、ミニストップ、ampm、ヨドバシカメラ、マツモトキヨシなど	首都圏の鉄道系が中心。ファミリーマート、ローソン、ミニストップ、イオンなど	小田急、京王、東京急行、京浜急行、西武鉄道、東京メトロなどの沿線を中心に展開	都内のセブンイレブン1500店でスタート。5月14日に東北、関東で5月28日に北海道、関西、九州に拡大	4月27日に一都六県と新潟県のジャスコ、マックスバリュなど96店舗でスタート。08年度中に全国の約2万3000店に拡大	JR西日本エリア、ハートイン、デイリーインなど
加盟店舗数	全国の約5万店（07年4月）	バスモとの合算で1万2700店（07年4月）	Suicaとの合算で1万2700店（07年4月）	全国の1万1700店（5月中）	全国の約2万3000店（08年度中）	5000店（08年3月目標）

資料2 主な電子マネー（ポストペイ型）

名称	ID	VISAroch (Smart plus)	QUICPay
主な採用会社	三井住友カード、クレディセゾン、UCカード、イオンクレジットサービス、NTTドコモ	DCカード、VISAインターナショナル、三菱東京UFJ、セントラルファイナンス、ジャックス、OMCカード、UFJニコス	トヨタファイナンス、アプラス、OMCカード、オリエンコーポレーション、クレディセゾン、ジャックス、セントラルファイナンス、JCB
運営主体	NTTドコモ	VISAインター、三菱UFJニコス	JCB
開始時期	2005年12月	2004年12月	2005年4月
利用限度／1回あたりの利用額	親カードの利用限度額内	親カードの利用限度額内	オフライン利用枠：最高3万円 1回あたりの利用金額：最高2万円
媒体	カード、携帯電話（ドコモ）	カード、携帯電話（ドコモ、au、ソフトバンク）	カード、携帯電話（ドコモ、au、ソフトバンク）
発行済み枚数	238万枚（07年3月）	Smart plus14万枚（07年3月）	185万枚（07年3月）
主な加盟店	ファミリーマート、ローソン、ビックカメラ、ヨドバシカメラ、TSUTAYA	サッポロドラッグストア、タスコシステム、ジュンク堂書店	ロイヤルホスト、カラオケ館、首都圏PA、ファンケル
加盟店舗数	15万店（07年3月）	Smart plus1万3000店（07年3月）	4万店（07年3月）

先生の質問の解答例

- ① A ② G ③ F ④ D ⑤ B ⑥ C ⑦ H ⑧ E
- ⑨ 式 $150,000 \times 0.15 = 22,500$ 答⑩ 22,500円
- ⑩ ⑩ カード会社と金融機関と警察に通告し、不正引出し等の被害を予防する。
- ④ リボルビング払いの計算式中の空欄
 <元金定額方式>
 7月 1,250 8月 90,000 1,875
 9月 12,250 12月 150,000
 <元利定額方式>
 7月 10,000 8月 8,110 1,890
 分割払いの計算式中の空欄
 ピンク 3,780 白 0.0251 緑 1,506
 水色 6,546 黄色 10,315 ペーजू 31,071
- ⑤ ⑤ 特徴一覧の答は、本書42ページ 資料2 参照。

出所：東京都消費生活総合センター 季刊「わたしは消費者」No.108
 岩田昭男著「電子マネーは消費生活をどう変えるか」（平成19年6月）＜資料1、2とも＞

（注） $(100,000 - 8,750 + 60,000) \times 0.0125$ と計算する。1円未満は切り捨て。

クレジットカードをつくる

年 組 番 氏名

カード名 カード会社	銀行系 信販系 流通系 消費者金融系 メーカー系							
提携カード(記入する) 国際カード(○で囲む)	DC、JCB、VISA、Master、アメックス ()							
支払い・入会資格	締め切り日	日	支払い日	日	入会資格			
年会費	初年度	-----	利用限度額					
	2年目以降	-----						
支払い方法	実質年率		返済方式・その他					
分割払い	3回	-----	%					
	12回	-----	%					
	24回	-----	%					
リボルビング払い	-----		%					
キャッシング	-----		%					
ローン	-----		%					
遅延損害金	分割払い	%	ショッピング	%	キャッシング	%	ローン	%
キャッチフレーズや カードの特徴・特典								
他のカード との比較								
カード申し込みの問題点 分からなかったこと								
約款について 感じたこと								
調査後の 感想・考察								

クレジットカード申込書添付欄

- ・クレジットカードを添付する
- ・勤め先は自分で設定する (参考:ひとり立ちワーク5参照)
- ・提出用は名前以外適宜変更して記入
- ・印は押さない サインとする

*個人情報をご自身で入力してください



今後の自分のカードライフは?

資料4 クレジットカードの申し込み書及び約款

ご入会后8ポイントの文字で印刷した会員規約をお送りします。

会員規約

第1条 (会員) 1. 株式会社〇〇△△(以下「当社」という。)が運営するクレジットカード取引システムに当社所定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、会員区分を指定して申し込まれた方で当社が審査のうえ入会を承認した方を本会員とします。2. 本会員が債務の支払いその他当社との契約に関する一切の責任を引き受けることを承認した家族で本規約を承認のうえ申し込み、当社が入会を承認した方を家族会員とします。なお、家族会員は第2条第1項に基づき貸与される自己のクレジットカードのショッピング利用に基づく債務について責任を負うものとします。3. 本会員と家族会員を会員とします。

第2条 (カードの貸与およびカードの管理) 1. 当社は、会員(以下家族会員を含む。)本人に当社が発行する、クレジットカード(以下「カード」という。)を貸与します。会員は、カードを貸与されたときに直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければならない。2. カード上には会員氏名、会員番号、カードの有効期限等(以下「カード情報」という。)が表示されています。カードはカード上に表示された会員本人以外は使用できません。3. カードの所有権は当社にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し管理しなければなりません。また、会員は、他人に対し、カードを貸与、譲渡、担保提供すること、またはカード情報を使用させることを一切してはなりません。

第7条 (暗証番号) 1. 会員は、カードの暗証番号(4桁の数字)を当社に登録するものとします。ただし、会員からの申し出のない場合、または当社が暗証番号として不適切と判断した場合には、当社が所定の方法により暗証番号を変更します。2. 会員は、暗証番号を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、その利用代金はすべて会員の負担とします。3. 会員は、当社所定の方法により暗証番号の変更登録を申し出ることができます。

第11条 (本人確認法) 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律に基づく本人確認が当社所定の期間内に完了しない場合は、入会を断ることや、キャッシングサービスおよびカード・ローン(以下併せて「金融サービス」という。)の利用を制限することがあります。

リボルビング払いのご案内

1. 毎月のお支払い元金

締切日(毎月15日)のご利用残高	毎月のお支払い元金 ※1		
	定額コース	標準コース	短期コース
10万円以下	ご指定の金額 (5千円以上 5千円単位)※2	1万円	2万円
10万円超20万円以下		2万円	4万円
20万円超10万円ごとに		1万円加算	2万円加算

※1 ご指定のない場合は定額コース1万円とさせていただきます。

※2 カード会員の場合は1万円以上5千円単位となります。

2. 手数料率

実質年率13.20%~15.00%(月利1.10%~1.25%)

(上記以外の利率の場合がございます。)

(初回日割計算:手数料率×日数(締切日の翌日より翌月10日まで)/365日)

※手数料は締切日のご利用残高に手数料率を掛けて算出します。

3. お支払い例

・定額コース1万円、手数料率13.20%の場合

6月30日のご利用の場合	(1) 8月10日のお支払い	(2) 9月10日のお支払い
① お支払い元金 10,000円	① お支払い元金 10,000円	① お支払い元金 10,000円
② 手数料 658円(7万円×13.20%×26日/365日)	② 手数料 660円(6万円×1.10%)	② 手数料 660円(6万円×1.10%)
③ 8月10日の弁済金 10,658円(①+②)	③ 9月10日の弁済金 10,660円(①+②)	③ 9月10日の弁済金 10,660円(①+②)

分割払いのご案内

1. 支払回数表

支払回数	3回	5回	6回	10回	12回	15回	18回	20回	24回
支払期間	3ヵ月	5ヵ月	6ヵ月	10ヵ月	12ヵ月	15ヵ月	18ヵ月	20ヵ月	24ヵ月
実質年率	12.00%								
割賦係数	2.01%	3.02%	3.53%	5.58%	6.62%	8.19%	9.77%	10.83%	12.98%
ショッピング利用代金 10,000円あたりの 分割払い手数料の額	201円	302円	353円	558円	662円	819円	977円	1,083円	1,298円

※加盟店によりまして、上記支払回数以外の回数をご指定いただける場合がございます。

2. お支払い例 (現金販売価格10万円の商品をご購入した場合)

A. 上表に基づく手数料総額	100,000円×5.58%=5,580円
B. 上表に基づく支払総額	100,000円+5,580円=105,580円※1
C. 毎月の支払額	105,580円÷10回=10,558円(ただし、初回10,412円※2、最終回10,555円※3)
D. 分割支払金合計額	10,412円(初回)+10,558円×8(第2回~第9回)+10,555円(最終回)=105,431円

※1 「C. 毎月の支払額」の合計(「D. 分割支払金合計額」)は、「B. 上表に基づく支払総額」を超えない範囲とします。
 ※2 初回の支払額での手数料は、分割払いに関する条項による日割計算となります。
 ※3 繰上りした回数、最終回の支払額で調整されます。

キャッシングおよびローンのご案内

名称	融資利率	返済方式	返済期間・返済回数	担保
キャッシングサービス	年利15.00%~18.00%	元利一括払い	毎月15日締切 翌月10日払い	不要
〇〇△△ カード・ローン	年利12.50%~17.95%	毎月元金定額払い ボーナス併用払い ボーナス月のみ元金定額払い	毎月15日締切 翌月10日払い	不要

●遅延損害金 年20.00%
 取扱会社: 株式会社〇〇△△(登録番号: 〇▲財務局長(9)第87654号)

